

## 山梨県地域福祉基金（地域福祉活動補助金）取扱方針

### 1. 目的

この取扱方針は、山梨県地域福祉基金取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び山梨県地域福祉活動補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

### 2. 基金の取崩しの制限

- （1）基金のうち、「高齢者保健福祉推進特別事業について」（平成3年6月3日自治政第56号厚生省発政第17号自治事務次官、厚生事務次官通知）に基づく普通地方交付税による積立額（2,400,000,000円）は取り崩すことができない。
- （2）基金のうち、平成20年度今間氏寄附採納による積立額（48,446,944円）は取り崩すことができない。

### 3. 補助対象者

- （1）交付要綱第3条第1項第1号の「広域」とは2市町村以上をいい、「民間社会福祉団体」には、法人格を有しない団体を含むものとする。
- （2）交付要綱第3条第2項の「入所の措置が解除されることとなった児童」とは、当該年度（翌年度の4月1日を含む）に児童養護施設等への入所の措置が解除された児童若しくは解除される予定の児童をいう。
- （3）交付要綱第3条第2項及び附則の「進学」とは、学校教育法による大学、高等専門学校、専修学校、高等学校、各種学校及びその他の法令に定めがある教育施設へ進学することをいう。
- （4）交付要綱第3条第2項第2号の「高等学校に在籍していない措置児童」には、当該年度に高等学校を退学した者を含む。

### 4. 補助対象事業

- （1）交付要綱第3条第1項に掲げる対象事業の例示は、別紙のとおりとする。
- （2）他の補助又は助成を受ける事業は、原則として対象としない。ただし、助成調整委員会において特に認めたものについては、この限りではない。
- （3）団体の規模・事業量等から実施可能な範囲とする。
- （4）助成事業の適格性、助成機会の均等性を確保するため、次の各号に該当する事業については助成に条件、制限を設ける。
  - ① 飲食を伴う事業については、その飲食が事業遂行のために有効な手段である場合に限り対象とする。
  - ② 国際交流等事業については、節目の時期に行われるもの、又は記念行事的な内容である場合に限り対象とする。
  - ③ 従来から行っている事業については、事業の拡大や団体の地域福祉活動の一層の活性化が図られる内容に限り、原則として1回を限度に助成を行う。

### 5. 補助の期間及び回数

- （1）地域福祉活動支援事業の助成期間は、1事業1年度を原則とする。ただし、普及するのに相当の期間が必要と認められる事業等助成調整委員会が特に認めた事業については、3年を限度に複数年の事業とすることができる。なお、複数年にわたる事業にあつては、初年度において年次計画を明示して申請するものとする。
- （2）措置児童支援事業の助成回数は、児童1人につき1回限りとする。

### 6. 補助金額の算出

補助金の額は、当該事業の目的が達成される金額とし、次の基準により算出するものとする。

- （1）補助対象経費は他の団体との均衡を考慮する。また、対象経費の積算は、県予算の査定基準に準ずるものとする。
- （2）補助申請額に団体等の運営費が含まれている場合は、その部分の補助は行わない。

山梨県地域福祉基金の補助対象事業例

別紙

地域福祉活動支援事業			措置児童自立支援事業
在宅福祉等の普及、向上	健康、生きがいがづくりの推進	ボランティア活動活性化のための条件整備	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅介護者に対する介護技術の指導、講習、情報提供</li> <li>○ 地域の実情に応じた独自の在宅保健福祉サービス</li> <li>○ 在宅介護教室の開催</li> <li>○ 介護技術を紹介する情報紙の発行事業</li> <li>○ 介護福祉機器の紹介・普及</li> <li>○ 在宅保健福祉サービスモデル事業</li> <li>○ 在宅福祉サービス実態調査</li> <li>○ 在宅福祉サービス情報紙の発行</li> <li>○ 地域の実情に応じた先駆的な在宅保健福祉サービスに係る調査研究</li> <li>○ 在宅福祉サービスに対する県民の意識調査及び意識改革事業</li> <li>○ ホームヘルパー体験学習</li> <li>○ ホームヘルパー実態調査</li> <li>○ ホームヘルパー確保対策</li> <li>○ パートタイムヘルパー制度の研究普及</li> <li>○ シルバーサービスの育成、普及</li> <li>○ 派遣研修事業</li> <li>○ 福祉公社等に対する出捐又は助成</li> <li>○ その他在宅保健福祉の普及、向上に資する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間団体による健康講座、長寿社会フェスティバル、スポーツ大会等の開催等</li> <li>○ 健康づくりマニュアルの作成</li> <li>○ いきがづくりマニュアルの作成</li> <li>○ 健康づくり情報紙の発行（全国の先駆的事業の紹介等）</li> <li>○ いきがづくり情報紙の発行（全国の先駆的事業の紹介等）</li> <li>○ 健康づくり事業実態調査</li> <li>○ いきがづくり事業実態調査</li> <li>○ 在宅高齢者の安全を守る事業</li> <li>○ 健康づくりモデル事業</li> <li>○ いきがづくりモデル事業</li> <li>○ その他の健康、生きがいがづくりの推進に資する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ボランティア団体の資材費や啓発費等の活動費</li> <li>○ ボランティア団体の交流及びネットワーク化のための事業</li> <li>○ ボランティアに対する研修、講習</li> <li>○ ボランティアの登録斡旋及び調整事業</li> <li>○ ボランティア保険の加入促進</li> <li>○ ボランティア基金に対する出捐又は助成</li> <li>○ その他ボランティア活動の活発化にする事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 措置解除により新生活を開始する際に必要と認められる物品の購入、免許等の取得</li> </ul>
その他、地域福祉の向上に資する事業			

※ 上記の事業は例示であり、これら以外のメニューについても補助対象とすることができる。